

平成20年度

国土計画局関係予算内示要旨

19年12月20日

国土交通省国土計画局

問い合わせ先
国土交通省国土計画局総務課
企画官 木村 (内線29-103)
代表:03-5253-8111
直通:03-5253-8350

1. 国土計画関係予算内示総括表

(単位:百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	内 示 額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	備 考
公共事業関係費等				
1. 地域自立・活性化交付金	20,000	25,000	1.25	
2. 国土形成事業調整費	-	35,000	皆増	
3. 景観形成事業推進費	20,000	20,000	1.00	
4. 災害対策等緊急事業推進費	25,000	25,000	1.00	
5. 社会資本整備事業調整費	2,000	-	皆減	
6. 都市再生プロジェクト事業推進費	7,000	-	皆減	
7. 地域自立・活性化事業推進費	15,000	-	皆減	
小 計	89,000	105,000	1.18	
行政経費				
1. 国土形成計画等の策定・推進	846	802	0.95	
うち、全国計画の推進	233	235	1.01	
うち、広域地方計画の策定・推進	380	402	1.06	
2. 自立的な広域ブロックの形成等	910	1,060	1.17	<重点施策推進要望に係る施策> <新たな公によるコミュニティ創生支援モデル事業 300百万円(新規)> <新規> 広域ブロック自立施策等推進調査費 700百万円
3. 国土政策の国際連携の推進	95	93	0.98	
4. 国土情報の整備及び地理空間情報の高度な活用の推進	860	807	0.94	
5. 総合的な交通体系整備の推進	85	72	0.85	
6. 国会等の移転に向けた検討の推進等	268	235	0.88	
7. 自律移動支援プロジェクトの推進	67	57	0.85	
8. その他	389	357	0.92	
小 計	3,519	3,485	0.99	
合 計	92,519	108,485	1.17	

上記のほか、前年度行政経費予算には都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費(200百万円)、都市再生プロジェクト推進調査費(870百万円)がある。

2. 新規制度等

事 項	内 示
<p>調整費等</p> <p>1. 国土形成事業調整費の創設 広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）等に基づく国と地方の協働による地域戦略等の実現に資する社会資本の機動的な整備を図る制度を創設する。</p>	<p>認 め る</p>
<p>行政経費</p> <p>1. 広域ブロック自立施策等推進調査費の創設 地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策等の総合的かつ円滑な推進を図る。</p>	<p>認 め る</p>
<p>2. 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業の創設 全国で拡大する人口減少・高齢化の著しい地域等において、住民、地域団体、NPO、企業、自治体等の官民の多様な主体が協働し、地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施し、「新たな公」による地域づくりの全国展開を図る。</p>	<p>認 め る</p>

3. 主要事項

1. 地域自立・活性化交付金

調整課 田中（内線29-702）

内示額	地域自立・活性化交付金	25,000	百万円
		(前年度 20,000)	百万円)

1. 施策の目的

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取組を効率的・効果的に実施するとともに、知恵と意欲のある地域の創意工夫を最大限に活かすための支援を行う。

2. 施策の概要

道路、港湾など国土交通省の所管する社会資本整備全般にわたる各種基盤整備事業（ハード）と地域の自由な発意による地域づくりへの支援（ソフト）等を対象とする幅広い支援メニューを揃え、年度途中の事業間の国費の融通を容易とするなど、地域の裁量の大きい仕組とすることにより、民間プロジェクトとの効率的な連携を図る。

・補助率等

(1) 交付対象：都道府県

(2) 対象事業

基幹事業：道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園
土地区画整理事業、市街地再開発事業

提案事業：都道府県の提案による調査、社会実験その他必要な事業

(3) 交付期間：3～5年程度

(4) 交付率：約45%

地域自立・活性化交付金による支援

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取組を効率的・効果的に実施するとともに、知恵と意欲のある地域のある地域の創意工夫を最大限に活かすための支援を行う。

制度の概要

都道府県が広域的な地域活性化基盤整備計画（広域活性化計画）を作成（計画期間3～5年程度）
計画に基づき、国土交通大臣が交付金を一括して交付
【交付率 約45%】

制度の特徴

幅広い支援メニュー
・国土交通省が所管する幅広い基盤整備事業（都道府県が実施するもの）が対象
地方の自主性・裁量性を重視
・計画に記載された対象事業への国費の充当は自由
民間プロジェクトとの効果的な連携
・提案事業を通じた、民間への支援・協働



基幹事業

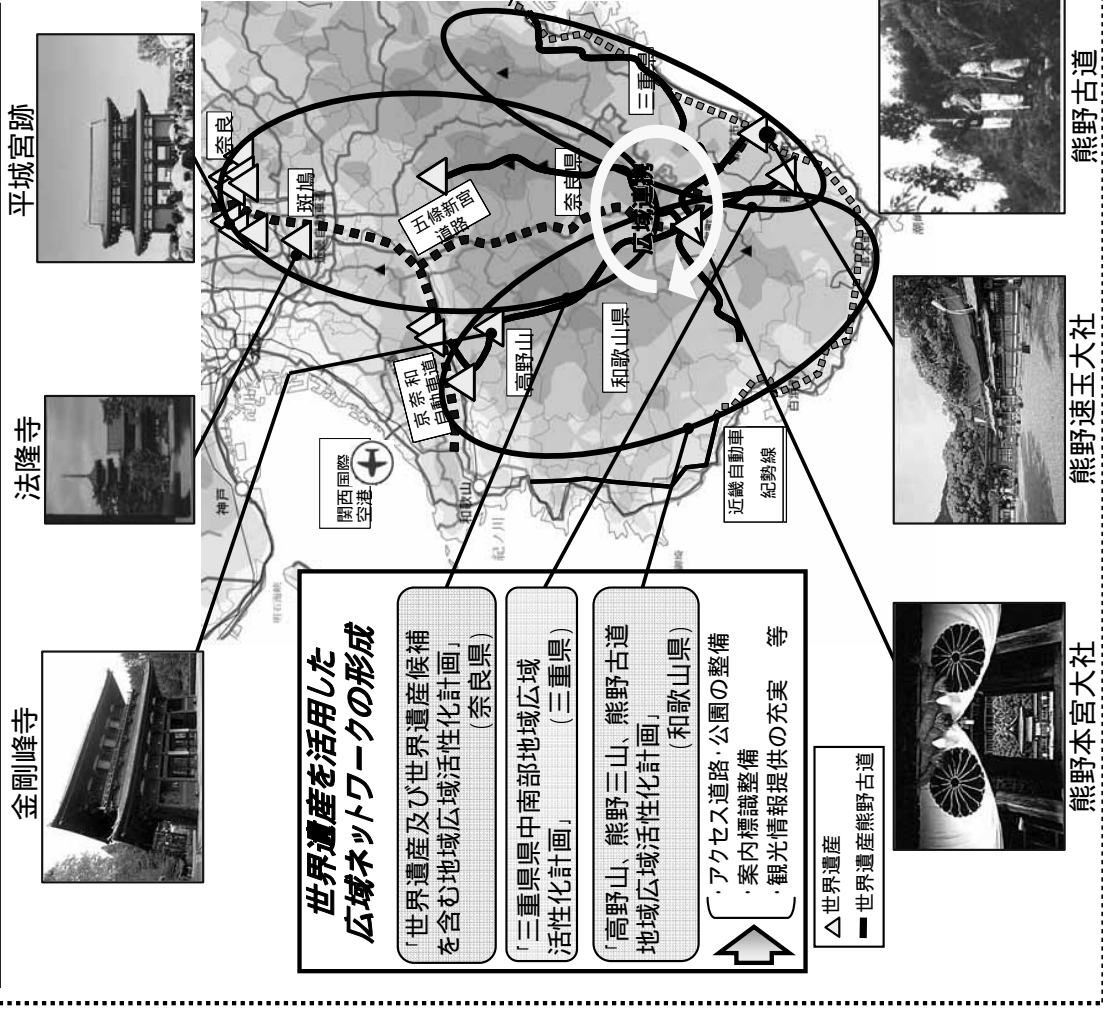
広域的特定活動を促進するために必要な基盤整備事業
〔道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園、土地区画整理事業、市街地再開発事業〕

提案事業

基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等（都道府県の自由な発意）
〔調査、社会実験 等〕

交付対象事業

地域自立・活性化交付金による取組の事例（紀伊半島）



2. 国土形成事業調整費の創設

調整課 田中（内線29-702）

内 示 額 国土形成事業調整費 35,000 百万円（皆増）

1. 施策の目的

広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）等に基づく国と地方の協働による地域戦略等の実現に資する社会資本の機動的な整備を図る制度を創設する。

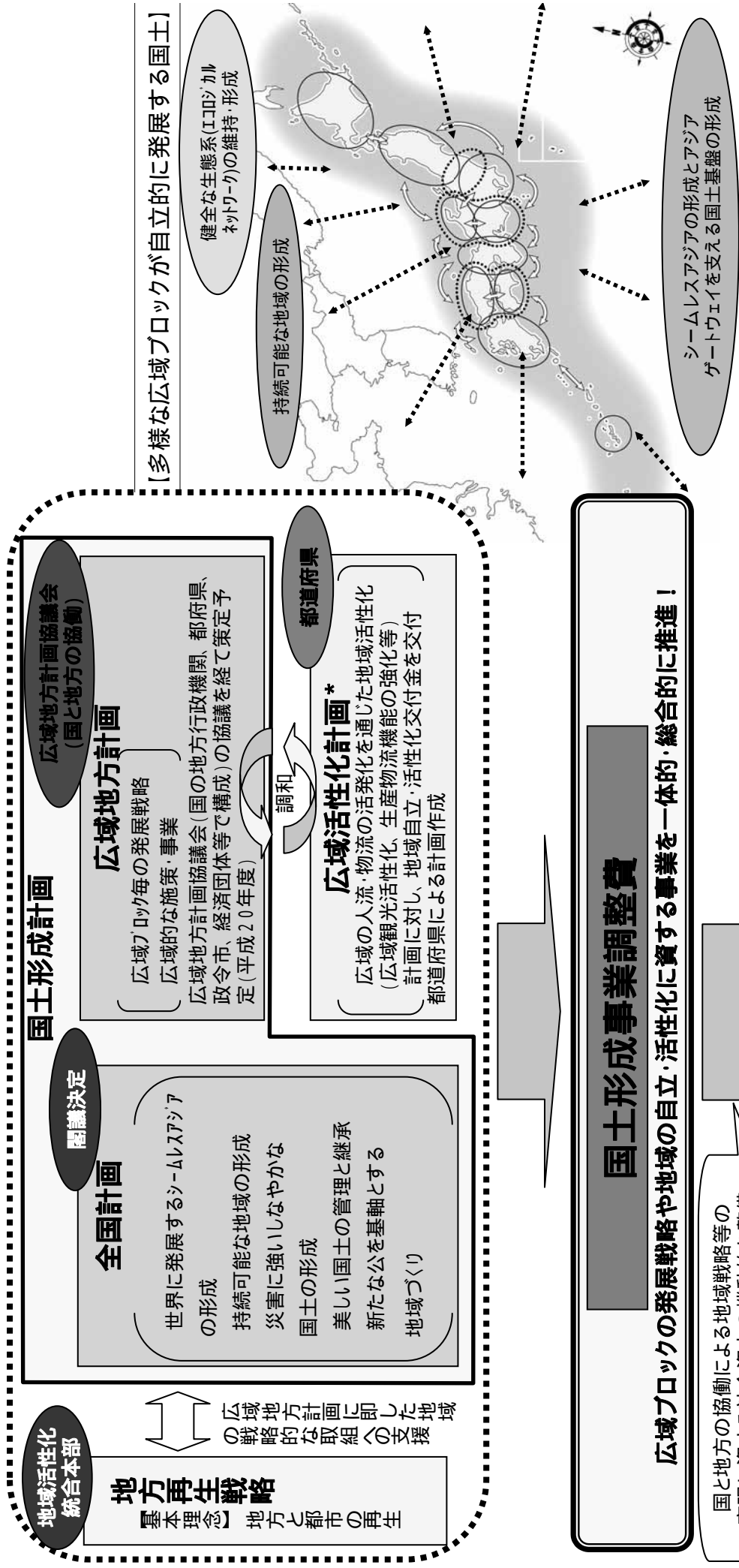
2. 施策の概要

本調整費は、以下に該当する事業もしくは、国土形成計画の具体化、地域の自立・活性化の推進等に資する調査に配分する。

- （1）広域地方計画区域において実施される、国土形成計画（全国計画、または広域地方計画）に基づく事業。
- （2）都道府県が地域自立・活性化交付金を活用して実施する事業に関連する事業。
- （3）地域活性化統合本部会合で決定されたプロジェクト及びこれに関連する事業。
- （4）国土形成計画の推進に資する、複数府省間で事業間の調整を必要とする事業。

国土形成事業調整費の創設

広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）等に基づき国と地方の協働による地域戦略等の実現に資する社会資本の機動的な整備を図る。



国土形成事業調整費

広域ブロックの発展戦略や地域の自立・活性化に資する事業を一体的・総合的に推進！

国と地方の協働による地域戦略等の実現に資する社会資本の機動的な整備

広域ブロックの自立的な発展、地域の自立・活性化

* 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、広域的な地域活性化基盤整備計画の略称

3. 景観形成事業推進費

調整課 箕島（内線29-703）

内示額	景観形成事業推進費	20,000 百万円
		（前年度 20,000 百万円）

1. 施策の目的

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業及びその実施のための調査について、年度途中で必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

以下の項目に該当する事業及びこれを推進するために必要な調査に配分する。

- （１）「景観法」に基づき策定された景観計画に定められた事業。
- （２）次に掲げる地域又は区域において行われる良好な景観形成に係る事業。

景観計画に定められた景観計画区域又は景観地区

「都市計画法」に基づく都市計画により定められた風致地区、その他の法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域又は区域

4. 災害対策等緊急事業推進費

調整課 箕島（内線29-703）

内示額	災害対策等緊急事業推進費	25,000	百万円
		(前年度	25,000 百万円)

1. 施策の目的

住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業について、年度途中に必要なに応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

洪水・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通における重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要望に基づき配分する。

具体的な配分事業は以下のとおり。

災害対策の部

- ・ 家屋浸水等を被った地域における治水施設の整備
- ・ 土砂災害の被災地における対策事業
- ・ 津波・異常高潮による被災地における対策事業
- ・ 災害時の避難路等の改良
- ・ 災害時の情報提供施設の整備 等

公共交通安全対策の部

- ・ 道路交通安全対策（交差点改良、歩道設置等）
- ・ 踏切対策（踏切道拡幅、横断歩道橋設置、立体化事業等）
- ・ 鉄道駅火災対策（避難通路、排煙設備の設置）
- ・ 航路標識整備（改良、高度化等）
- ・ 空港保安施設、航空保安システム整備（改良、高度化等） 等

5 . 国土形成計画等の策定・推進

総合計画課 小松（内線29-357）
大都市圏計画課 峰村（内線29-412）
地方計画課 笹原（内線29-503）

内示額 802 百万円（前年度 846 百万円）
うち、全国計画の推進 235 百万円（前年度 233百万円）
広域地方計画の策定・推進 402 百万円（前年度 380百万円）
海洋・沿岸域に係る計画策定等の推進
19 百万円（前年度 21百万円）

1 . 施策の目的

本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展、グローバル化の進展と東アジアの経済発展等の経済社会情勢の大転換を踏まえ、国土形成計画法に基づき作成する新たな国土計画（全国計画及び広域地方計画）の効果的な推進を通じ、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。

2 . 施策の概要

（1）全国計画の推進

国土形成計画（全国計画）の実現・推進に向けて、計画に示された二地域居住等の施策の具体化、計画内容の国民への普及・啓発、国土の姿と現状を継続的・定期的に把握し、提供するための国土のモニタリング等を行う。

- ・二地域居住等支援のための総合情報プラットフォーム整備等に関する調査
- ・シームレスアジアの実現に向けた共通交通基盤及び交通回廊形成促進調査
- ・国土のモニタリングシステムの管理及び充実方策の検討 等

（2）広域地方計画の策定・推進

各広域ブロックにおいて、独自性のある広域地方計画を策定するとともに、その効果的な推進を図るため、地方支分部局、地方公共団体等からなる広域地方計画協議会等の開催、計画のモニタリング体制の構築、計画内容の普及・啓発のための広報活動等を行う。

国土形成計画(全国計画)の推進

国土形成計画(全国計画)(平成19年度策定予定)

人口減少社会の到来
東アジアの経済成長
国民の価値観の変化・多様化



<新しい国土像>

多様なブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る

計画の実現に向けた取組の推進

計画に示された施策の具体化

東アジアとの交流・連携による「世界に発展するシームレスアジアの形成」
「二地域居住」等による持続可能な地域の形成
「災害に強いしなやかな国土の形成」に向けた総合的な防災・減災対策
「生態系のネットワーク(エコ・ネット)の形成」による美しい国土の管理と継承
「新たな公」を基軸とする地域づくり

関係行政機関や各主体との協働、国民への普及・啓発
国土をめぐる様々な状況を常時収集・整理し分析する国土のモニタリング 等

広域地方計画への反映
関係主体による取組の推進

シームレスアジア 今後、東アジア諸国と我が国が持続可能な発展を遂げるために、東アジア域内でヒト、モノ、情報が国境の影響を感じさせずに交流できるような、「アジアに開かれた国土」を目指した円滑で一体感にあふれる連携の考え方。

二地域居住 都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係をもちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

新たな公 社会の成熟化、市民意識の高まり等により、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の分野の役割を多様な主体が担いつつあるが、これを自立地域社会の形成を担うものとして積極的に位置付ける考え方。

二地域居住等支援のための総合情報プラットフォーム整備等に関する調査

二地域居住を推進するため、総合的な情報提供体制等の整備、普及啓発を行う。

二地域居住を巡る現状

都市住民の田舎暮らしへの関心は高いが、二地域居住等を実践している人は少ない。

その原因として、都市住民と地域との間の情報のミスマッチや費用負担に対する不安があるが、そもそも二地域居住等の新しいライフスタイルが、未だ国民に十分知られておらず、選択肢として考慮されていない。

一部地域では二地域居住等の促進を図っているが、全国的規模での取り組みがなされていない。

(参考資料)

- 地域への人の誘致・移動促進方策に関する調査(H19.3) 暮らしの複線化研究会報告(H19.6)
- 国土審議会計画部会報告とりまとめ(H19.11)

平成19年度調査

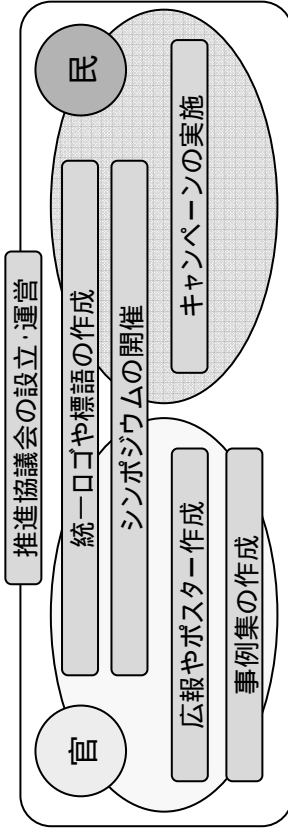
【地域外部の人材誘致のための施策検討調査】(22百万)
二地域居住等支援のための総合情報プラットフォームの中核となるウェブサイトの試作及び課題の整理。情報提供地域や機能を限定して試行し、サイトに求められる情報内容や機能についての検証を行う。

【二地域居住把握システムの整備調査】(25百万)
二地域居住人口や二地域居住を把握するための情報収集や登録のあり方を検討。
二地域居住についての情報収集や確認方法等についての試行・検証を行うとともに、二地域居住者の行動特性を把握する。

平成20年度調査

1. 二地域居住等の普及啓発

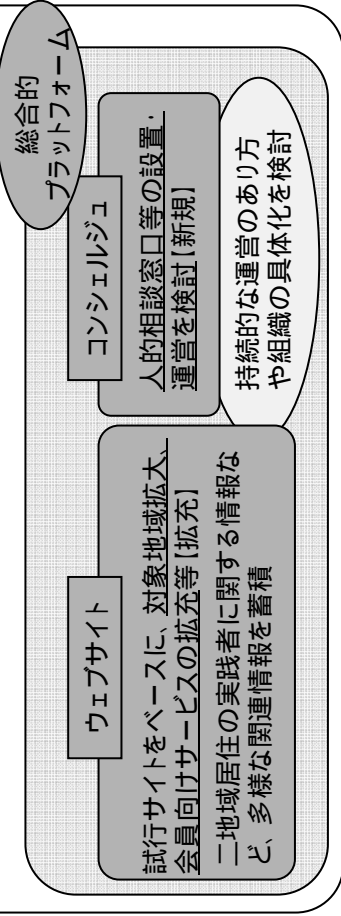
二地域居住等は、人口減少下における国土の持続的発展や個人の生活の質の改善に資するものであることを国民に認識してもらい、二地域居住等を促進するため、民間事業者等と協力して、普及啓発を進める。【新規】



2. 総合情報プラットフォームの整備

二地域居住等に関する情報を総合的に提供するプラットフォームの本格的整備を図る。

キャンペーン情報の提供等、普及啓発に活用する。



6．自立的な広域ブロックの形成等

大都市圏計画課 松家（内線29-402）
地方計画課 笹原（内線29-503）

内示額 1,060百万円（前年度 910百万円）
うち、広域ブロック自立施策等推進調査費の創設 700百万円（皆増）
「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業 300百万円（皆増）

1．施策の目的

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図るため、独自性ある広域地方計画等を踏まえ、個性豊かで自立した魅力ある地域の形成を目指し、多様な主体の参加と連携による国土づくり・地域づくりを推進するための諸施策を、地域からの発案や国と地方の連携を重視しつつ行う。

2．施策の概要

（1）広域ブロック自立施策等推進調査費の創設

地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策等の総合的かつ円滑な推進を図る。

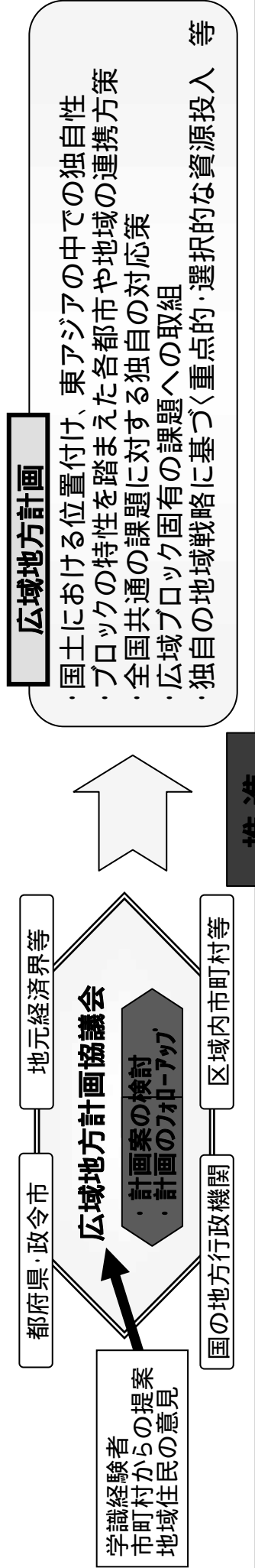
（2）「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業

全国で拡大する人口減少・高齢化の著しい地域等において、住民、地域団体、NPO、企業、自治体等の官民の多様な主体が連携し、地域の伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施し、新たな国土形成計画が掲げる「新たな公」による地域づくりの全国展開を通じ、地域活性化や国土管理上の諸課題への対応を図る。

広域ブロック自立施策等推進調査費の創設

地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策等の総合的かつ円滑な推進を図る。

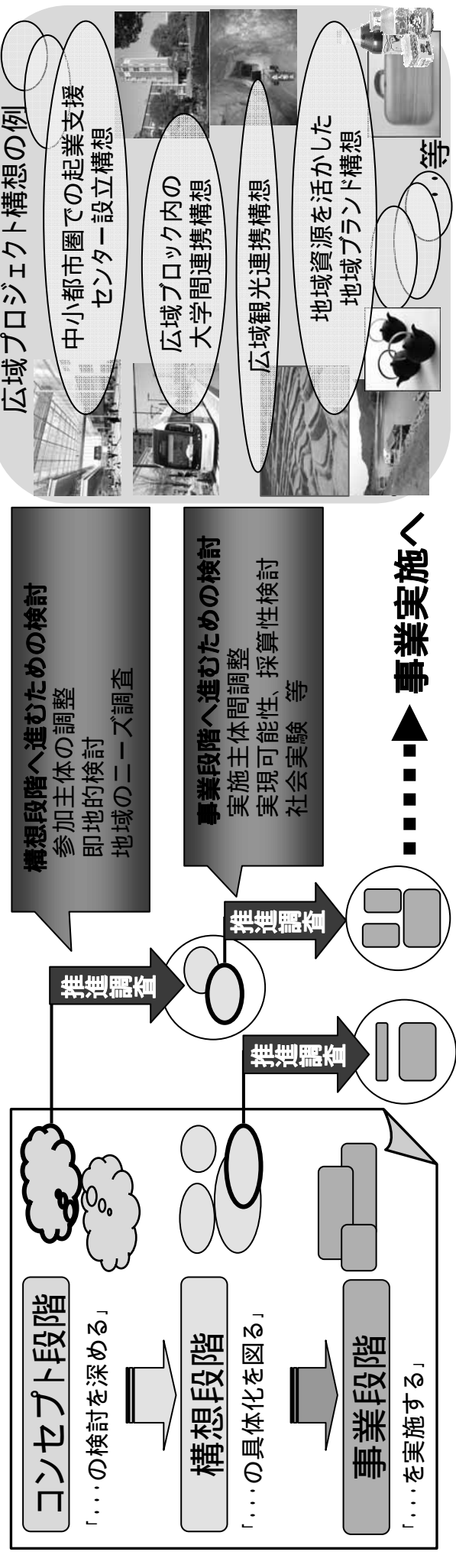
< 「広域地方計画」の推進 国と地方の協働による広域ブロックの将来像の実現 >



広域地方計画

- ・国土における位置付け、東アジアの中での独自性
- ・ブロックの特性を踏まえた各都市や地域の連携方策
- ・全国共通の課題に対する独自の対応策
- ・広域ブロック固有の課題への取組
- ・独自の地域戦略に基づき重点的・選択的な資源投入 等

< 地域の発意 / 民との協働の立ち上がり段階を機動的に支援 プロジェクトの熟度を高める >



広域プロジェクト構想の例

中小都市圏での起業支援
センター設立構想

広域ブロック内の
大学間連携構想

広域観光連携構想

地域資源を活かした
地域ブランド構想

等

「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業

全国で拡大する人口減少・高齢化の著しい地域等において、住民、地域団体、NPO、企業、自治体等の官民の多様な主体が協働し、地域の伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施し、新たな国土形成計画が掲げる「新たな公」による地域づくりの全国展開を通じ、地域活性化や国土管理上の諸課題への対応を図る。

地域再生に向けた「新たな公」への期待

本格的な人口減少・少子高齢化時代

維持・存続が危ぶまれる集落等が全国で拡大
 (過去7年で約190の集落が消滅)
生活への不安、貴重な文化・伝統・風土等の喪失のおそれ
国土の荒廃、災害脆弱性の拡大等

地域への誇り、愛着を共有する多様な主体を地域づくりの担い手として位置づけ、行政と協働し、地域のニーズに合った社会サービスを提供等を行う「新たな公」の活動により、地域活性化や国土管理上の諸課題への対応を図る必要

集落で生じている問題 (市町村担当者へのアンケート結果より)



モデル事業の実施

地域の発意に基づく多様な主体の協働活動をモデル的に実施
 (テーマ例)
 集落機能の維持
 耕作放棄地の管理・利活用
 二地域居住・定住促進
 文化伝統等の地域資源の利活用
 複数年度の継続的な事業実施により「新たな公」の持続的な活動の定着・全国展開への道筋をつける

対象地域: 維持・存続が危ぶまれる集落を中心とする中山間地域等
対象主体: 自治体と協働する熱意のある民間主体を公募により選定
活動内容: 地域づくりの担い手ネットワークの拡大、地域活性化の実践的な試み

「新たな公」による活性化活動のイメージ例



7. 国土情報の整備及び地理空間情報の高度な活用の推進

総務課国土情報整備室 遠山(内線29-212)

内 示 額 807百万円 (前年度 860百万円)

1. 施策の目的

国土の状況についての科学的な分析等に資するよう国土情報の整備等を推進するとともに、地理情報システム(GIS)の普及促進等により地理空間情報の活用を推進する。

2. 施策の概要

(1) 国土情報の総合的な整備、分析、利用及び提供

国土の状況についての科学的かつ客観的な分析を進めるとともに国民が国土の状況をよりよく理解できるようにするため、国土に関する情報(国土情報)の整備、分析を推進するとともに、インターネットを通じて広く提供する。

(2) 地理空間情報の高度な活用の推進

「地理空間情報活用推進基本法」が目指す地理空間情報が高度に活用できる社会を実現するため、地理情報システム(GIS)の普及促進、地理空間情報の国民への提供の促進、地方公共団体におけるモデル的な取組を通じた基盤地図情報及びその他の地理空間情報の整備、提供、流通等に係る指針の策定を行う。

また、民間が保有する公益性の高い地理空間情報の整備・提供の促進や地理空間情報の高度な活用に必要な広範囲かつ専門的な知見を有する人材の育成について、産学官が一体となって取り組む。

産学官の連携による地理空間情報の高度な活用の推進

地理空間情報活用推進基本法の成立

地理空間情報が高度に活用される社会の実現に向け、産学官が連携した取組が必要

地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）
 第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進を図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

産

地理空間情報を活用した
 新たなビジネスの創出や
 既存ビジネスの高度化

連携

産学官が力を合わせて
 地理空間情報の活用を推進

学

・最先端の技術の研究・提供
 ・地理空間情報を活用しようとする者
 に対する専門的アドバイス

官

・地理空間情報の整備・流通等に
 係るガイドライン等の整備
 ・地理空間情報の整備・提供の促進

産・学・官それぞれ取組に加え、
 相互の強みを生かして連携

20年度における具体的連携施策

●政府、地方公共団体、民間が保有する地理空間情報をワンストップで検索・提供できるポータルサイトの構築検討

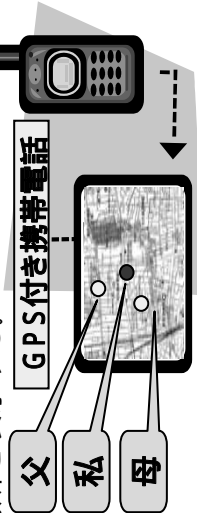
●民間事業者が保有する公益性の高い地理空間情報の所在把握や、集約する手法の検討

●大学・教育機関・学会、民間事業者、行政等が連携した人材育成プログラムの検討・実施

地理空間情報の活用で
 生活が安心・便利に！

例えば…

・災害時伝言ダイヤルが、音声だけのサービスにとどまらず携帯電話の地図上に家族の居場所を表示する。



4．平成20年度国土計画局関係予算の内示概要

公共事業関係費

1．地域自立・活性化交付金

内示額： 25,000 百万円（対前年度比 1.25 倍）

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取組を効率的・効果的に実施するとともに、知恵と意欲のある地域の創意工夫を最大限に活かすための支援を行う。

2．国土形成事業調整費

内示額： 35,000 百万円（皆増） 【新規】

広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）等に基づく国と地方の協働による地域戦略等の実現に資する社会資本の機動的な整備を図る制度を創設する。

3．景観形成事業推進費

内示額： 20,000 百万円（対前年度比 1.00 倍）

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業及び調査のより一層円滑な推進を図る。

4．災害対策等緊急事業推進費

内示額： 25,000 百万円（対前年度比 1.00 倍）

住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において、緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、または推進を図る。

行政経費

1．国土形成計画等の策定・推進

内示額： 802 百万円（対前年度比 0.95 倍）

国土形成計画法に基づき、国土形成計画の策定及び推進に向けた検討を行う。国土形成計画（全国計画）の実現・推進に向けて、施策の具体化、計画内容の国民への普及・啓発等を推進するとともに、新たな国土形成計画が目指す広域ブロックの自立的発展を促進するため、独自性ある広域地方計画の策定・推進を図る。

2．自立的な広域ブロックの形成等

内示額：1,060 百万円（対前年度比 1.17倍）

広域ブロックの自立的な発展を推進するため、広域地方計画に基づく官民が連携した広域プロジェクト構想の具体化等を機動的に支援する制度を創設する。また、「新たな公」による地域づくりを推進するため、官民の多様な主体が協働し、地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施する。

3．国土政策の国際連携の推進

内示額： 93 百万円（対前年度比 0.98倍）

我が国及び諸外国の国土計画に関する情報を収集・蓄積するとともに、ウェブサイトにより発信する。また、国際機関との連携等を図る。

4．国土情報の整備及び地理空間情報の高度な活用の推進

内示額： 807 百万円（対前年度比 0.94倍）

国土の状況についての科学的な分析等に資するよう国土情報の整備等を推進するとともに、地理情報システム(GIS)の普及促進等により地理空間情報の活用を推進する。

5．総合的な交通体系整備の推進

内示額： 72 百万円（対前年度比 0.85 倍）（政策統括官（国土・国会等移転担当）予算）

国土形成計画では、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の姿を目指しているが、これに資する交通体系整備の推進に向けて、国際的・広域的な交流・連携の促進による競争力向上や地域におけるモビリティ確保について、総合的観点からの調査・検討を行う。

6．国会等の移転に向けた検討の推進等

内示額： 235 百万円（対前年度比 0.88 倍）

国会等の移転に関する法律に定める移転の具体化に向けた検討責務に基づき、必要な調査検討業務を行うこと等により、国会における検討に必要な協力を積極的に行うとともに、国民に幅広く議論を喚起する施策を行う。

7．自律移動支援プロジェクトの推進

内示額： 57百万円（対前年度比 0.85倍）（政策統括官（国土・国会等移転担当）予算）

身体的状況、年齢、言語等を問わず、「いつでも、どこでも、だれでも」移動等に関する情報を入手することを可能にする「自律移動支援プロジェクト」を推進する。